

ウイルス性肝炎患者の救済を求めることに関する意見書

我が国には、肝炎ウイルス感染者や肝炎患者が多数存在しています。その大半は、血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における注射器（針、筒）の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされています。肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんなどの重篤な疾病に進行する重大な病気です。

平成20年1月には、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が成立し、平成20年度から「新しい肝炎総合対策」が施行され、インターフェロンの治療費助成などの支援が始まっています。しかしながら、感染から長い年月を経ており、救済特措法の対象から除外されている人も多く存在することから、その救済が求められているところでもあります。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断で国の責任が確定していながら今なお係争が続き、B型肝炎患者の早期の救済が求められています。

平成21年11月に、肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにするとともに、肝炎対策の推進に関する指針の策定など、基本となる事項を定めた「肝炎対策基本法」が成立したところではありますが、患者の早期救済のため、早急に当該指針を策定し、関係法令の整備と予算措置を行うことが求められています。

よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するために基本法の趣旨にのっとり、速やかに必要な措置を行うよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月25日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣